

葛飾区子育て家庭等家事サポーター派遣事業

よくある質問（Q&A）

更新日：2026 年 9 月

まずはここをチェック！

✔ 利用できる方

- 妊婦の方（母子健康手帳交付後）
- 0、1、2 歳のお子さまを養育している方

✔ 利用できる家事サポート

- 食事の支度
- 洗濯
- 掃除
- 買い物
- 健診等への付添い

※事業者によって対応できる内容が異なります。詳しくは「派遣事業者一覧」及び「家事サポート対応表」をご確認ください。

✖ 利用できないこと

- 育児（お子さまの預かり）
- 保護者またはお子さまが不在時の利用
- 妊婦の方が不在の状態での利用
- 葛飾区内の自宅以外（実家や友人宅）での利用
- 在宅勤務中の利用

💰 利用料金

利用料は無料です

令和 7 年 9 月から利用者負担額が無償化されました。

ただし、次の費用は利用者負担となります。

- 交通費
- キャンセル料

※事業者によって交通費及びキャンセル料の発生日時が異なります。詳しくは「派遣事業者一覧」をご確認ください。

利用時間・有効期限

対象者	利用上限時間	有効期限
妊婦 ～0 歳	胎児または子ども 1 人あたり 96 時間 但しふたごの場合は 1 人あたり 120 時間 ※妊娠中～0 歳を通じた時間数と なります。	派遣決定日から 1 歳の誕生日の前日
1 歳	子ども 1 人あたり 96 時間	派遣決定日から 2 歳の誕生日の前日
2 歳	子ども 1 人あたり 96 時間	派遣決定日から 3 歳の誕生日の前日

Q&A

1 利用申請について

Q1. 3 歳未満の子どもを育てています。利用申請はどのようにしたらよいですか？

区ホームページの「家事サポーター利用申請（3 歳未満児用）」から申請してください。

Q2. 妊娠した場合、いつから利用申請ができますか？

親子健康手帳（母子健康手帳）を受け取った後から申請できます。申請には親子健康手帳（母子健康手帳）が必要です。

Q3. 妊娠中で、さらに 2 歳の子どもがいます。どのように申請すればよいですか？

区ホームページの「家事サポーター利用申請（妊婦の方用）」から申請してください。3 歳未満のお子さまも一緒に申請できます。

Q4. 利用券や派遣決定通知書はいつ届きますか？

申請後、2～3 週間程度でお送りします。

※申請集中時や繁忙期はさらに時間がかかる場合があります。

2 サポート内容について

Q1. 父親と子どもが在宅している場合も利用できますか？

母親・父親にかかわらず、保護者と対象のお子さまが在宅している場合は利用できます。

Q2. なぜ子どもを保育園や実家に預けている間に利用できないのですか？

育児と家事を同時に行うことにより生じる心身の負担を軽減し、保護者の方がお子さまとゆったりと向き合える時間を作っていただくためのサポートであるためです。

Q3. 育児のサポートは受けられますか？

育児は本事業の対象外です。

ただし、事業者によっては保護者の同意のもと、見守りやあやしなど簡単な赤ちゃんのお世話が可能な場合があります。詳しくは事業者にお問い合わせください。また、その際に起きた事故に関して、区は一切の責任を負いかねますので、あらかじめご承知おきください。ベビーシッターの利用については別事業である「一時預かりベビーシッター利用支援事業」にてご利用可能です。

Q4. 1 回にお願いできるサポートは何時間ですか？

事業者により異なります。区ホームページに掲載している「派遣事業者一覧」または「家事サポート表」をご覧ください。

Q5. 家事サポートに必要な掃除用具や調理器具等は持ってきてくれるのですか？

サポートに必要な備品（掃除用具・調理器具・洗剤・調味料等）はすべて利用者のご自宅にあるものを使用させていただきますので、あらかじめご用意ください。

Q6. 子どもが風邪をひいている場合も利用できますか？

お子さまを含むご家族の方が風邪や感染症等により患っている場合は、サポートを提供できません。

Q7. 転居した場合でも家事サポートを利用できますか？

葛飾区内で転居した場合は利用できます。事業者へその旨お伝えください。

葛飾区外に転出した場合は利用できません。

Q8. 在宅で仕事をしている間、家事サポートをしてもらえますか？

テレワークや内職等、自宅での就労は「在宅」とはなりませんので、利用できません。

Q9. 事業者が通常行っている家事代行サービスとは異なるのですか？

本事業は、葛飾区が利用料を補助することで、葛飾区と協定を締結した民間事業者の家事サービスを負担なくご利用いただけるものです。そのため、事業者によっては提供できるサービスが限られる場合がございます。

3 利用券・利用時間・有効期限

Q1. 有効期限外の利用券を使ってしまった場合はどうしたらよいですか？

利用券には有効期限があります。有効期限は利用券と一緒に送付した「派遣決定通知書」に記載しています。

有効期限を過ぎた利用券は助成対象外となり、利用した場合は実費負担となります。利用前に必ずご確認ください。

Q2. 妊娠中に利用申請しました。出産予定日は2026年12月3日でしたが、実際に生まれたのは12月10日でした。派遣決定通知書及び利用券に、「有効期限：2027年12月2日」と記載がありますが、12月3日からは利用券を使えないのでしょうか？

妊娠中に利用申請した利用券の有効期限については、利用券に記載されている日付（出産予定日の1年後の前日）ではなく、お子さまの1歳のお誕生日の前日までご利用いただけます。

なお、現在お送りしている「派遣決定通知書」には、便宜上、出産予定日の1年後の前日を有効期限として記載しております。有効期限が変わる場合は、利用している事業者へ登録情報（有効期限やお子さまの誕生日）の修正の連絡をしてください。（登録情報を修正していないと、利用券が適用できなくなります。）

Q3. 妊娠中に利用申請しました。妊娠中に96時間使えるのですか？子どもが生まれたらさらに96時間使えますか？

妊娠中に交付された利用券は、妊娠中から0歳を通じた利用券となります。妊娠中から1歳の誕生日の前日までの間に96時間を利用することができます。そのため、妊娠中に利用申請した場合、出産後に再度利用申請をする必要はありません。

Q4. 妊娠中に利用する場合、利用券の「対象のお子さまのお名前」欄は何を書けばいいですか？

妊娠中は妊婦の方のお名前を記入してください。出産後は、お子さまのお名前を記入してください。

Q5. 0歳の時にもらった利用券は、3歳になる前日までそのまま使えますか？

0歳時に交付された利用券は、1歳の誕生日の前日まで利用できます。1歳になってからも利用するには、あらためて利用申請が必要です。区ホームページの「家事サポーター利用申請（3歳未満児用）」から申請してください。

Q6. 次の年齢区分の利用券はいつから申請できますか？

お子さまの誕生日の前月1日から申請できます。区ホームページの「家事サポーター利用申請（3歳未満児用）」から申請してください。

Q7. 利用上限時間は1人あたり96時間ですが、利用申請後に届いた利用券は20枚（または30枚）でした。利用券が足りない場合はどうしたらよいですか？

派遣決定通知書とともにまず20枚（多胎児は30枚）をお送りします。さらに利用券が必要な場合は、区ホームページの「家事サポーター派遣事業利用券追加申請フォーム」から申請してください。申請後2～3週間程度で発送します。※申請集中時や繁忙期はさらに時間がかかる場合があります。

Q8. 利用券を紛失した場合は再発行できますか？

再発行はできません。利用上限時間の範囲内で未発送分の利用券を送付しますので、区ホームページの「家事サポーター派遣事業利用券追加申請フォーム」から申請してください。

4 利用料金について

Q1. 利用料は本当に無料ですか？

令和7年9月から利用者負担額が無償化され、利用料は無料となっています。1時間あたり1枚の利用券をサポーターへお渡しください。ただし、サポーターがご自宅へ訪問する際の交通費や、キャンセル料がかかった場合は、別途利用者にご負担いただきます。

Q2. 交通費はかかりますか？

交通費および支払方法は事業者ごとに異なります。詳しくは区ホームページの「派遣事業者一覧」または「家事サポート対応表」をご確認ください。

Q3. 通院や健診に同行してもらった場合、サポーターの交通費はどうなりますか？

利用者負担となります。

5 キャンセルについて

Q1. キャンセルしたい場合はどうすればよいですか？

利用している事業者へ直接ご連絡ください。

Q2. キャンセル料はかかりますか？

直前キャンセルの場合は、キャンセル料（1 時間あたり 300 円）が発生します。キャンセル料が発生する時期は事業者ごとに異なります。詳しくは区ホームページの「派遣事業者一覧」をご確認ください。
